
第4章 今後の可能性と展望

1. 都市近郊型農泊としての横須賀西海岸モデルの可能性

横須賀西海岸地区の農泊は、首都圏において農業と漁業の両方の家業体験が可能な豊かな地域資源を持つ本市特有の魅力を活用した取り組みであり、地域活性化や交流人口増加の観点から継続的な活動が望まれる。

本稿では、農泊を中心に取り組む場合を「都市近郊型農泊」と「地方農村型農泊」に大きく分けており、横須賀西海岸地区の取り組みは、都市近郊型農泊として位置付けられる。

都市近郊型農泊の先進事例として（一社）みなかみ町体験旅行や（株）大田原ツーリズムの取り組みを取り上げた。両事例の特徴として、都心からのアクセスの良さを利点に、学生向けの農泊だけでなく、日帰り体験や一般宿泊客の受け入れも積極的に取り組んでいる点が挙げられる。一方、地方農村型農泊で取り上げた（一社）近江日野交流ネットワークや（一社）南島原ひまわり観光協会の特徴として、受け入れのほとんどが修学旅行客であり、一般宿泊客は少ないという点が挙げられる。

横須賀西海岸地区の農泊は、首都圏という立地と交通利便性の高さを生かし、修学旅行で東京観光と農泊を組み合わせる旅程を提案可能であり、都市近郊型農泊の持つ「都市部からのアクセスの良さ」と地方農村型農泊の「修学旅行の行程に組み込みやすい」という両者のメリットを保有している点が特長と言える。さらに「農業」と「漁業」の両方を体験可能な恵まれた環境条件にあることから、都市近郊型農泊における「横須賀西海岸モデル」としての確立が、今後の展開によって可能であると考ええる。

2. 展望

先進事例の取り組みを横須賀西海岸地区への示唆とすると、具体には、日帰り体験を含む体験メニューの多様化と設定により、受入家庭の労力低減を試み、事業に携わるハードルをできる限り低くなるような体制へと整えることが望ましい。結果的に、地域プレーヤー層の拡大だけではなく、訪問客層の拡大にまで繋がるのが期待でき、事業の継続性確保に繋がるものとする。また、先進事例の大半は法人化しており、組織の社会的信用や透明性への寄与、運営スタッフや活動施設などの経営資源を入手しやすくなるなど経営上のメリットの点からも参考にしたい⁴⁶。

ここでは、法人化と体験メニューの設定に関する参考資料を以下に整理する。

1) 法人化の検討

西海岸地区の農泊の課題である事業の継続性を確保するための方法の一つとして法人化を挙げた。第2章で記述した宿泊体験受入に取り組む15の先進事例（図表9）でも、一般社団法人（5例）やNPO法人（3例）、株式会社（2例）等の法人が運営の主体であり、農林水産省も農泊推進対策の一つに法人化を提示している⁴⁷。

法人化に関しては、法人化に至るまでの組織内での話し合いや決定事項のタイミング等のプロセス、法人化のメリットや変化点等をあらかじめ知った上で議論する必要がある。そこで、任意団体を法人化する場合に抑えておくべきポイントについて整理する⁴⁸。

任意団体を法人化する場合の選択肢を図表19に示す。第一に、事業の目的が非営利または営利によって、非営利法人組織と会社組織に大きく分かれる。非営利法人形態とする場合は、特定非営利活動法人（以下、NPO法人）、一般社団法人、一般財団法人が選択肢として挙げられる。一方会社形態とする場合は、株式会社や合同会社（日本版LLC）が挙げられる。また、法人格ではないが、有限責任事業組合（LLP）に組織を変えて活動するという方法もある。

図表 19 任意団体の法人化の選択肢

非営利法人形態	会社形態	法人格なし
特定非営利活動法人 (NPO法人)	株式会社	有限責任事業組合 (LLP)
一般社団法人	合同会社 (日本版LLC)	
一般財団法人		

出所) 森 (2008) p. 26 掲載表を参考に作成

⁴⁶ 行實 (2003) 参照。

⁴⁷ 農林水産省 (2016) 参照。

⁴⁸ 森 (2008) 参照。

西海岸地区の農泊の場合、「地域住民の繋がりを強め共助力を高める」という協議会設立時の目的からも、まずは非営利目的の法人化の検討が適切と考える。そこで、非営利法人形態である、NPO法人と一般社団法人の比較を図表 20 に整理し、設立手続きの流れを図表 21 に示す。

NPO法人は、1998 年 12 月に施行された「特定非営利活動促進法（NPO法）」により設立が可能になった。一方、一般社団法人は 2008 年 12 月施行の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づく。両者の共通点は、設立時に資本金が原則不要な点である。また、非営利なので配当金は無い。

相違点としては、一般社団法人の方がNPO法人に比べ容易に早く設立でき、役所の監督等が無い点が挙げられる。一般社団法人は設立時に 2 人以上確保できればよく、手続きは設立の登記のみでよい。そのため、2 週間から 1 ヶ月程度で設立が可能である。また、NPO法人のように事業目的に制限が無く、監督所管庁が無いため毎事業年度の事業報告や収支計算書を提出する必要が無い。逆に、設立・運営の簡易性により社会的信用がNPO法人よりも劣るとも言える。

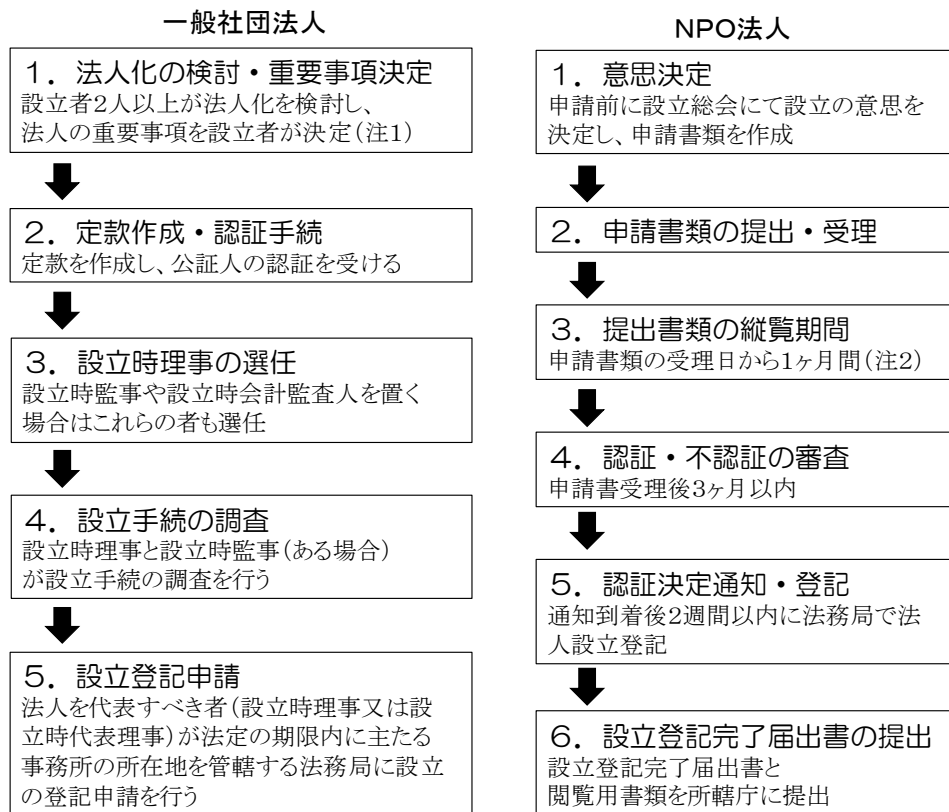
運営面に関しては、両者ともマネジメントの難しさが課題である。団体を継続的に運営していくためには、人々の善意や行政からの補助金等に頼るには限界がある。マネジメント力を持つ人材の確保が団体の継続的な運営に繋がっていくものと考ええる。

図表 20 一般社団法人とNPO法人の比較

法人格	一般社団法人	NPO法人
事業目的	公益事業、非公益かつ非営利事業、収益事業	20の特定非営利事業 その他の事業
設立者数	2人以上	10人以上
資本金	不要	不要
役員①(理事)	理事1人以上で理事会の設置は任意	理事3人以上で理事会必置
役員②(監事)	理事会設置するときは監事1人以上	監事1人以上
評議員	不要	不要
会計監査人	基本的には不要 (大規模法人なら1人以上)	不要
役員等の任期	理事2年(再任可能) 監事4年(再任可能) 評議員4年(6年まで伸長可能。 再任可能)	理事2年(再任可能) 監事2年(再任可能)
役員の非親族要件・報酬規制	なし	あり
所管庁	なし	都道府県庁又は内閣府
許認可	なし	認証
監督・報告義務	なし	所管庁の監督・報告あり
税制優遇	全所得課税か収益事業課税かを選択	収益事業課税
設立手続	定款を公証役場で認証後、設立登記	所管庁の認証後、設立登記
設立期間	2週間～1ヶ月ほど	4ヶ月～6ヶ月ほど
設立(法定)費用	6万円～	0円～
利益分配(配当)	不可能	不可能
組織変更	公益社団法人に組織変更可能	国税庁認定NPO法人に組織変更可能

出所) 森 (2008) p. 26 掲載表と内閣府 (2017) を参考に作成

図表 21 一般社団法人とNPO法人の設立手続き



注1) 重要事項とは、法人の名称、事業目的、主たる事務所の所在地、事業年度等である。

注2) 公衆の縦覧に供するものは提出書類の一部の、定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書である。

出所) 森(2008) p. 20、内閣府(2017) p. 14 を参考に作成

2) 体験メニューの多様化

体験メニューの設定と多様化も検討事項として考えられる。現在は受入家庭が体験メニューを準備しているが、負担軽減や体験メニューの多様化を目的に、さまざまな組織と連携し、日帰り体験を含む体験メニューの設定が望ましいと考える。

参考として、首都圏でのG Tの取組み農業集落数の割合が高い埼玉県と茨城県において、G Tの活動内容の傾向を把握する⁴⁹。両者ともG T専用のポータルサイトを県が運営しており、そこから事例収集した⁵⁰。図表 22 に両県のG T取組み事例を示す。埼玉県は 64 事例、茨城県は 189 事例を収集し、内容別の取組み割合を算出した。

埼玉県は、農産加工体験や農作業体験・体験農園の割合が最も高く、次いで観光農園、自然体験と続き、体験交流型の活動内容が多くを占めている。他方茨城県は、市民農園と直売所が多くを占め、その他に農産加工体験、農作業体験と続いており、埼玉県と同様に、上位には体験交流型の活動内容が並ぶ。一方、空き家活用や廃校活用等の建築ストック活用や、地域特産品の展示即売や郷土料理提供・調理体験等の地域文化的交流は両者共に割合が低い。また、宿泊施設（ホテル・民宿等）の活用もどちらもあまり高くなく、全体的に、日帰りタイプの体験交流型の取組みが主流であることが窺える。

図表 22 グリーン・ツーリズム専用ポータルサイトに掲載された事例の活動内容別の割合

埼玉県			茨城県		
順位	活動内容	割合 (%)	順位	項目	割合 (%)
1	農産加工体験	42.2	1	市民農園	46.6
2	農作業体験・体験農園	37.5	2	直売所	22.8
3	観光農園	28.1	3	農産加工体験	18.0
4	自然体験	26.6	4	農作業体験・体験農園	16.9
5	農家レストラン	26.6	5	観光農園	11.1
6	直売所	21.9	6	農家レストラン	10.1
7	体験教室・授業	21.9	7	自然体験	8.5
8	伝統工芸体験・展示即売	20.3	8	伝統工芸体験・展示即売	7.4
9	キャンプ場活用	20.3	9	宿泊施設(ホテル・民宿等)の活用	7.4
10	公的宿泊施設の活用	9.4	10	体験教室・授業	6.9
11	宿泊施設(ホテル・民宿等)の活用	6.3	11	公的宿泊施設の活用	3.7
12	温泉の活用	6.3	12	空き家活用	3.2
13	郷土料理提供・調理体験	4.7	13	キャンプ場活用	2.1
14	地域特産品の展示即売	4.7	14	廃校活用	2.1
15	空き家活用	3.1	15	地域特産品の展示即売	1.6
16	市民農園	1.6	16	温泉の活用	1.6
17	廃校活用	1.6	17	郷土料理提供・調理体験	0.5

出所) 埼玉県と茨城県のグリーン・ツーリズムポータルサイトの情報を基に作成

⁴⁹ 世界農林業センサス（2015 年）における、関東・東山地方でのG Tに取り組む農業集落数の内訳は、長野が 35%と最も高く、次いで埼玉 20%、茨城 13%と続き、神奈川県は 5 %と低い。

⁵⁰ 2017 年 10 月 2 日～27 日に閲覧。

グリーン・ツーリズム埼玉：<http://www.pref.saitama.lg.jp/greentourism/index.html>

いばらきのグリーン・ツーリズム：<http://www.green-tourism.pref.ibaraki.jp/>

3. おわりに

以上、諸課題への今後の具体的な取り組みの可能性として、法人化や関東圏の児童・生徒や一般客を受け入れる日帰り体験や体験メニューの多様化、それに伴う受入家庭の負担軽減と地域プレーヤー層拡大の可能性について考察した。

更に、発展的・継時的視点では、より多くの地域住民が農泊に取り組みやすくなるよう、活動拠点施設の設置や複数家庭の連携による受け入れ等の事業の枠組みづくりが考えられる。そのためには、西海岸地区だけではなく横須賀市の他の農山漁村部との連携の可能性を検証する必要がある。その場合、他地域において農泊を含むG Tに関する取り組みについての意識確認作業が求められる。ただし、地域内の人材のみでの対応は、「交流疲れ」に繋がり事業の存続自体に影響することが既往研究等で指摘されている。他地域の先進事例からも読み取れるように、外部の組織や人材による地域活動への支援はまちづくり事業の継続性を担保するものであり、横須賀西海岸地区の農泊においても検討の余地があるのではなかろうか。

これまで横須賀市は、安全指導や広報等の後方支援という立場での関わり方であった。しかし今後は、農泊の継続性を保つことを目的に、現事業推進体制等の諸課題の解消に向け関わり方を検討する時期にあると考える。まずは、同じ都市近郊型農泊を運営する組織や関係団体の調査・研究により、管理・運営面での課題について議論する場を設けることが重要である。そして、事業の推進組織の安定化を図るためには、例えば財源や人材面での支援が有効であり、補助金等による支援や事務局運営を一部担うこと等が手段として考えられる。

次いで、経済的に安定した運営とするためには、推進組織の取り組みに対し必要に応じて連携していくことが望ましい。例えば、日帰り体験の導入や体験メニューの多様化等による客層の拡大に関しては、体験プログラムの企画運営組織や運営に協力可能な地域組織等との架け橋としての役割が挙げられる。

最後に、農業と漁業をあわせ持つという他地域に比べ優位な自然環境条件をより生かすような地域の魅力磨きに取り組むことも農泊事業の推進に繋がると考える。